

在宅医療・介護 ガイドマップ

認知症ケアパス

令和8年9月
改定版

※このガイドマップは令和8年9月時点の情報をもとに作成しています。制度やサービス内容などが変更される場合がありますので、最新情報については役場担当窓口や各関係機関へお問い合わせください。



野辺地町特別観光大使
「じ〜の」

医療と介護の連携で高齢者等の在宅生活を支えます。

医療や介護を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護の資源についてまとめました。

また、認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症の症状に応じた支援や医療・介護サービスがわかる認知症ケアパスも掲載しています。

野 辺 地 町

住み慣れたまちでの暮らしを支える ～ 地域包括ケア ～

地域包括ケアシステム（地域包括ケア）は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、市区町村と地域の医療、介護、福祉などが連携して、必要とされるサービスを切れ目なく提供していくサポート体制です。

病気になったら・・・

在宅でも安心して医療を受けられるように、地域の「かかりつけ医」を中心とした訪問診療や往診を含めた24時間対応の在宅医療をはじめとして、看護師などによる訪問看護、専門医療機関、歯科医師、薬剤師との連携などの医療環境を整備・充実させています。



地域でいきいきと暮らすために

地域の特性やニーズに応じて、「医療」「介護」「生活支援」「介護予防」「住まい」の5つの柱として、高齢者の生活を一体的、継続的に支えていきます。おおむね30分以内にサービスが提供できる日常生活圏を想定しています。

地域包括ケアで支援します

医療

生活支援

介護予防

住まい

介護

相談

支援

地域包括ケアの調整

市区町村

野辺地町
地域包括
支援センター

地域包括支援センターは、地域の高齢者が抱えるさまざまな問題などを発掘・整理し、医療機関、サービス事業者、地域住民や自治会などと連携して支援する地域包括ケアのコーディネート役です。

いつまでも 元気に暮らすために・・・

生活支援・権利擁護

ひとり暮らしや認知症の高齢者等の増加に対応するために、さまざまな生活支援サービスや、財産管理など権利擁護の支援を行っています。



介護予防の推進

運動・栄養・口腔機能などをテーマにした介護予防教室や、老人クラブ、地域のボランティア活動などを通じて介護予防を推進しています。



高齢者の住まいを整備

自宅のバリアフリー化のための住宅改修支援をはじめ、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者のニーズに合わせた生活基盤を整備しています。



介護が必要になったら・・・

介護が必要になっても在宅を中心に生活できるように、訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）などのサービスを充実させ、よりきめ細かく在宅での暮らしをサポートする「地域密着型サービス」も強化しています。



あなたの在宅生活を支える「医療」

+

病

診療所・病院

診療所

病院にくらべて小規模な診療所は、在宅医療のキーパーソンといわれる身近な「かかりつけ医」として適しています。

日々の健康管理や療養指導だけでなく、必要に応じて高度な医療を提供する病院を紹介してくれます。また、在宅療養支援診療所として、通院が困難な人に対して「訪問診療」や「往診」を行っている診療所もあります。



訪問診療

在宅で療養していて通院が困難な人に対して、医師が計画的、定期的に自宅を訪問して診療を行います。

往診

在宅で療養していて通院が困難な人に対して、患者の希望や病状の急変などに対応し、不定期に自宅を訪問して診療を行います。

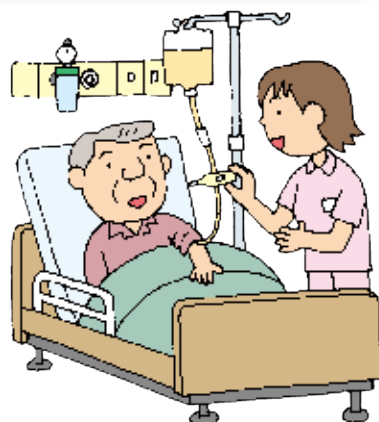
居宅療養 管理指導

在宅で療養していて通院が困難な人に対して、かかりつけ医などが自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。医師以外にも、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、それぞれの分野の管理や指導をするサービスでもあります。

病院

医療が高度化、専門化しているなかで、比較的規模の大きな病院では、主に急性期の治療対応から在宅療養までの橋渡しの役割などを果たします。

また、地域の診療所などと連携して、在宅療養中の患者に必要な高度で専門的な検査や入院を含めた治療なども行います。



歯

歯科医院

歯科診療所のなかでも、在宅で療養していて通院が困難な人に対して、歯科医師が自宅を訪問して、治療や口腔衛生指導などを行う体制（歯科訪問診療）が整っている診療所があります。

医療保険や介護保険によって利用できるので、訪問による歯科診療を希望する場合は、まずは「かかりつけ歯科医」に相談してみましょう。



薬

調剤薬局・薬店

薬局のなかでも、在宅で療養していて薬局に行くのが困難な人に対して、薬剤師が自宅を訪問して、薬に関する説明や相談、服薬管理などを行う体制（訪問薬剤管理指導）が整えられている薬局があります。

医療保険や介護保険によって利用できるので、訪問による薬剤管理指導を希望する場合は、まずは「かかりつけ薬局」に相談してみましょう。

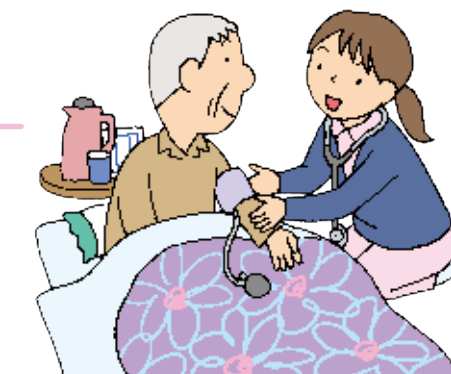


看

訪問看護

在宅で療養している人に対して、かかりつけ医（主治医）の指示にもとづいて、訪問看護ステーションから看護師などが自宅を訪問し、病状の経過観察をはじめ、療養上の世話や診療の補助などを行います。

また、24時間365日対応が可能なので、かかりつけ医などと連携することで、病状の急変などに備えたサポート体制の充実に役立ちます。



ターミナルケア

がん末期などで余命がわずかになってしまった患者への終末ケアのことです。住み慣れた自宅でのターミナルケアを希望する人や家族にとっても、訪問看護ステーションは大きな役割を担っています。

あなたの在宅生活を支える「介護」

※利用できる介護サービスは、介護や支援がどのくらい必要か（要支援・要介護度）によって、異なります。利用できるサービス内容は確認しておきましょう。

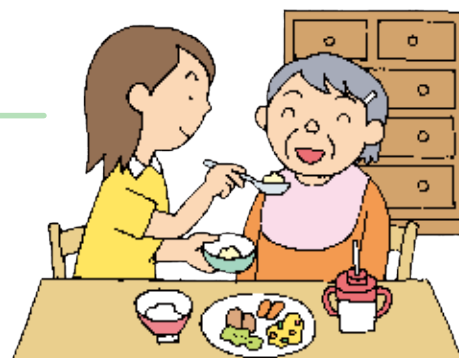
自宅を訪問してもらって利用するサービス



訪問介護（ホームヘルプ）

高齢で日常生活に何かとサポートが必要な場合や、介護できる家族がいても仕事などで家にいない時間帯がある場合などに頼りになるのが訪問介護（ホームヘルプ）です。

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を行います。



「身体介護」の例

- 食事や入浴の介助
- おむつの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 体位変換、身体せいしきの清拭
- 洗顔・洗髪、つめ切り、歯みがき
- 通院・外出の付き添い など

「生活援助」の例

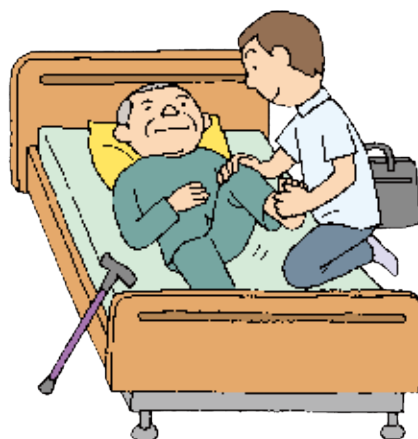
- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- ベッドメイク
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など



訪問リハビリテーション

介護保険では、衰えた生活機能をサポートするだけでなく、できるだけ回復させるためのサービスも行っています。そのひとつが、通院してリハビリテーションを受けることが困難な人のための訪問リハビリテーションです。

医師の判断と指導のもとで、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが自宅を訪問して、機能訓練など短期集中的なリハビリテーションを行います。



施設に通って利用するサービス



通所介護（デイサービス）

送迎つきの通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などの支援、さらにレクリエーションなどのサービスを日帰りで受けられます。

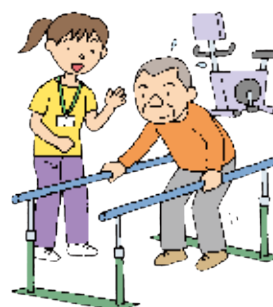
体を動かしたり、仲間と楽しい時間をすごしたりすることで気分がリフレッシュされ、閉じこもりの防止や、社会的な孤立感の解消が図れます。さらに、介護する家族などの身体的・精神的負担の軽減にも役立ちます。



通所リハビリテーション（デイケア）

送迎つきの介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活機能を向上させるためのリハビリテーションなどのサービスを日帰りで受けられます。

利用者がサービスを提供する施設に通う点では通所介護と同じですが、通所リハビリテーションの場合、医療的なケアやサービスが中心となり、理学療法士や作業療法士など専門スタッフが中心となってサービスにあたります。



短期間施設に入所して利用するサービス



短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

本人の自立支援のためだけでなく、介護をしている家族の身体的・精神的な休息や、何日間か家を空けなければならない用事（冠婚葬祭、出張など）のためにも利用することができます。



短期入所療養介護（医療系ショートステイ）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設（病院、有床診療所）に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

短期入所生活介護と同じショートステイの一種ですが、医療的なサービスが主となります。本人のためだけでなく、介護する家族の心身の負担軽減にも役立ちます。



あなたの在宅生活を支える「相談窓口」

包

地域包括支援センター

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要となる援助や支援を行うために設けられた、高齢者のための総合相談窓口です。介護や介護予防、医療、福祉などあらゆる相談を受け付けており、相談には、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等の専門家が連携して対応し、総合的な支援を行います。



地域包括支援センターの役割

総合相談 ～あらゆる悩みの相談窓口になります～

たとえば

- 心配や悩みごとがあるが、どこに相談すればよいのかわからない。
- 介護の必要な親がいるが、仕事との両立が難しく悩んでいる。
- 近所に住んでいるひとり暮らしの高齢者が、閉じこもりぎみで心配。

介護予防ケアマネジメント ～介護保険や介護予防について支援します～

たとえば

- 介護保険サービスを利用するための要介護認定の申請を代行します。
- 要介護認定で「要支援1・2」の人のケアプランを作成します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスが適切に提供できるように、ケアプランなどを作成します。

権利擁護 ～高齢者の権利や財産を守ります～

たとえば

- 振り込め詐欺や悪質商法の被害にあわないように、警察や消費生活センターなどと協力して対応します。
- 認知症など判断能力が低下した場合（もしくはそれに備えて）、「成年後見制度」の活用による財産管理を支援します。
- 家族など介護者からの（介護疲れなどによる）身体的、心理的、経済的な虐待から高齢者を守り、必要に応じた措置や家族ぐるみの支援をします。

包括的・継続的ケアマネジメント ～高齢者を地域ぐるみで支援します～

たとえば

- 市区町村、医療機関、社会福祉協議会、民生委員、介護サービス事業者、ケアマネジャー、ボランティア団体など、さまざまな職種や機関が有効に連携するためのネットワークづくりをします。

居

居宅介護支援事業所

ケアマネジャーを配置している事業者で、介護保険の要介護認定の申請手続きの代行やケアプランの作成、実際にサービスを行うサービス提供事業者などとの連絡や調整の窓口となります。都道府県からの指定を受けた事業者が運営しています。



ケアマネジャー

「介護支援専門員」ともいい、介護の知識を幅広くもつ専門家です。個別に本人や家族の相談に応じて適切なアドバイスをし、希望に沿ったケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡や調整などを行う「介護のキーパーソン」といえます。

認知症の
診断・治療

認知症疾患医療センター

認知症を早期に発見し、適切に診断・治療を行うことで本人・ご家族が地域で安心して生活できるよう地域の関係施設と連携しながら支援します。

認知症疾患医療センター 医療法人 幸仁会 高松病院

- 住所 十和田市三本木字里ノ沢1-249
- 連絡先 ☎0176-23-7785
- 受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分
第1・3・5土曜日 8時30分～13時45分

ご相談は

野辺地町地域包括支援センター

介護予防や介護の専門機関として、高齢者の総合相談窓口として、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等がご相談をお受けしています。

センターまで来ることができない場合は、ご自宅に伺うこともできます。

相談は無料です。お気軽に相談してください。



- 連絡先 ☎0175-72-1018、72-1023 FAX0175-72-1019
- 受付時間 8時15分～17時（土日祝祭日休み）

地域包括ケア

医療

介護

相談窓口

介護事業者マップ・一覧

認知症ケアパス

野辺地町 医療機関マップ

各施設の連絡先等についてはP12・13をご覧ください。(令和8年9月現在)



地域包括ケア

医療

介護

相談窓口

介護事業者マップ・一覧
医療機関&

認知症ケアパス

野辺地町 医療機関一覧

地図上の位置は、P10・11をご覧ください。(令和8年9月現在)

医療

病 診療所・病院

	施設名	住 所	電話・FAX	診療受付時間・休日等
①	公立野辺地病院	野辺地町字鳴沢9-12	☎0175-64-3211(代表) ☎0175-64-5571	(月～金) 7:45～11:30
②	のへじクリニック	野辺地町字下小中野18-8	☎0175-64-7333	(月～土) 8:30～12:00 (月火水金) 14:00～17:00
③	戸館内科整形外科 医院	野辺地町字野辺地261-1	☎0175-64-2525 ☎0175-64-2833	(月～土) 8:30～12:00 (月火木金) 14:00～18:00
④	えびさわクリニック	野辺地町字野辺地69-1	☎0175-64-4160	(月～土) 8:30～12:00 (月～金) 14:00～17:00
⑤	ちびき病院 (町外)	東北町字石坂32-4	☎0175-64-5100 ☎0175-64-2172	【受付時間】(月～土) 8:30～11:45、14:00～16:45 【診療時間】(月～金) 9:00～12:00、15:00～17:00 ※内科は(木) 14:00～17:00

歯 歯科診療所

	施設名	住 所	電話番号	診療受付時間・休日等
①	かくたま歯科医院	野辺地町字野辺地116-1	☎0175-64-4180	(月～土) 9:00～13:00 (月～金) 14:00～18:30
②	鈴晃歯科医院	野辺地町字野辺地28-4	☎0175-64-8108	(月～土) 9:00～12:00 (月～金) 14:00～18:30 ※土曜は午前のみ (第1・3休診)
③	のへじ矯正小児歯科	野辺地町字鳴沢36-1	☎0175-64-6605 ☎0175-73-0017	(月火木金土) 9:00～13:00 14:30～18:00 (最終受付17:30) 休診日 水・日・祝日
④	のさか歯科医院	野辺地町字野辺地279-1	☎0175-64-8241	(月～土) 9:30～12:00 (月水金) 15:00～18:00 (火木) 14:30～17:30 休診日 土曜午後・日・祝日
⑤	宮沢歯科医院	野辺地町字野辺地75-2	☎0175-64-3166	(月～土) 8:30～12:00 (月～金) 14:00～17:00 (土) 8:30～11:30
⑥	近藤医院歯科	野辺地町字野辺地1-42	☎0175-64-2645	(月～土) 9:00～12:00 (月～金) 14:00～18:00

医療

薬 調剤薬局・薬店

	薬局名	住 所	電話番号
①	アイン薬局 野辺地店	野辺地町字鳴沢18-3	☎0175-65-1645
②	高野薬局	野辺地町字野辺地18-4	☎0175-64-3359
③	つばさ調剤薬局	野辺地町字鳴沢1-8	☎0175-65-2711
④	スマイル薬局 野辺地店	野辺地町字野辺地68-1	☎0175-73-8867
⑤	ちびき薬剤センター (町外)	東北町字板橋山1-30	☎0175-64-0876

看 訪問看護

	事業所名	住 所	電話番号
①	公立野辺地病院 訪問看護ステーション	野辺地町字鳴沢9-12	☎0175-65-1085



地域包括ケア

医療

介護

相談窓口

介護事業者マップ・一覧
医療機関&

認知症ケアパス

各施設の連絡先等についてはP16・17をご覧ください。(令和8年9月現在)



医療

介護

相談窓口

医療機関&
介護事業者マップ・一覧

認知症ケアパス

野辺地町 介護事業者一覧

地図上の位置は、P14・15をご覧ください。(令和8年9月現在)

居宅介護サービス

訪問介護（ホームヘルプ）

	事業所名	住 所	電話番号
①	のへじ社協訪問介護事業所	野辺地町字前田5-2	☎0175-64-4400
②	てくの・ケア	野辺地町字助佐小路7-8	☎0175-64-9818
③	訪問介護 ふる里	野辺地町字大月平33-4	☎0175-73-8781
④	ケアライフ青森 野辺地営業所	野辺地町字家ノ上103-2	☎0175-73-8586

通所介護（デイサービス）

	事業所名	住 所	電話番号
①	デイサービスセンターはまなす	野辺地町字餅栗川原3-2	☎0175-65-2227
②	野辺地デイサービスセンター	野辺地町字前田23-1	☎0175-64-5135
③	デイサービスふる里	野辺地町字大月平34-23	☎0175-72-8525

通所リハビリテーション（デイケア）

	事業所名	住 所	電話番号
①	介護老人保健施設のへじ（通所リハビリ）	野辺地町字餅栗川原4	☎0175-65-2055
②	介護老人保健施設えぼし（通所リハビリ）	野辺地町字川目88-1	☎0175-65-2666

短期入所生活介護（ショートステイ）

	事業所名	住 所	電話番号
①	野辺地ホーム	野辺地町字枇杷野51-26	☎0175-73-1371
②	ショートステイのへじ	野辺地町字餅栗川原3-2	☎0175-65-2225

短期入所療養介護（医療系ショートステイ）

	事業所名	住 所	電話番号
①	介護老人保健施設のへじ	野辺地町字餅栗川原4	☎0175-65-2333
②	介護老人保健施設えぼし	野辺地町字川目88-1	☎0175-65-2666

居宅介護サービス

居宅介護支援事業所

施設サービス

その他の事業所

認知症対応型共同生活介護

	事業所名	住 所	電話番号
①	グループホーム第二みほの	野辺地町字一ノ渡19-1	☎0175-64-1630
②	グループホームびわの荘	野辺地町字枇杷野51-24	☎0175-72-8508

福祉用具貸与・販売

	事業所名	住 所	電話番号
①	エイジーケアサービス	野辺地町字大月平67-23	☎0175-72-1051

居宅介護支援事業所

	事業所名	住 所	電話番号
①	のへじ社協居宅介護支援事業所	野辺地町字前田5-2	☎0175-64-4400
②	のへじ居宅介護支援センター	野辺地町字餅栗川原4	☎0175-65-2330
③	居宅介護支援事業所えぼし	野辺地町字川目88-1	☎0175-65-2666
④	公立野辺地病院指定居宅介護支援事業所	野辺地町字鳴沢9-12	☎0175-65-2115
⑤	野辺地町地域包括支援センター	野辺地町字鳴沢9-12	☎0175-72-1018 ☎0175-72-1023

介護施設

	事業所名	住 所	電話番号
①	特別養護老人ホーム 野辺地ホーム	野辺地町字枇杷野51-26	☎0175-73-1371
②	介護老人保健施設のへじ	野辺地町字餅栗川原4	☎0175-65-2333
③	介護老人保健施設えぼし	野辺地町字川目88-1	☎0175-65-2666

他 有料老人ホーム・その他

	事業所名	住 所	電話番号
①	有料老人ホーム 近藤の杜	野辺地町字田狭沢61-4	☎0175-64-2764
②	有料老人ホーム ふる里Ⅰ	野辺地町大月平34-23	☎0175-72-8525
③	有料老人ホーム ふる里Ⅱ	野辺地町大月平33-4	☎0175-73-8781
④	グランドホーム団欒	野辺地町字餅栗川原3-2	☎0175-65-2226

地域包括ケア

医療

介護

相談窓口

介護事業者マップ・一覧

認知症ケアパス

私たちの生活を支える事業、サービスのご案内

予防・集いの場・役割

町の事業について



介護予防サークル	健康運動指導士の指導のもと、介護予防の運動をします。運動を通じて健康増進、参加者同士の親睦を図ることを目的としています。 開催日：毎週木曜日 場所：健康増進センター 会費：月2,000円 〔介護・福祉課〕
みんなのステーション	地域の方が集まりやすいよう集会場等を会場に月1、2回程度実施しています。お茶会や介護予防体操、口腔機能体操、レクリエーションゲームを行い、閉じこもり予防、心身の健康保持及び介護予防を目的としています。 〔介護・福祉課〕
介護予防教室	地域の方が集まりやすいよう集会場等を会場に月1、2回程度実施しています。筋力トレーニングやストレッチ、脳トレ等を行い、閉じこもり予防、心身の健康保持及び介護予防を目的としています。 〔介護・福祉課〕
シニアゲームサロン	テレビゲーム機を活用し、参加者同士の交流等を行います。ゲーム初心者の方にも操作方法をマンツーマンでお伝えします。 開催頻度：月2回 〔介護・福祉課〕
入浴サービス事業	4月1日現在、65歳以上の高齢者のみで居住する町民税非課税世帯かつ前々年の収入が148万円未満の方を対象に、町内の公衆浴場サービス券を交付します。利用決定の翌月から翌年の3月まで一月当たり4枚の入浴サービス券を交付。(タカラの湯) 〔介護・福祉課〕

認知症カフェ・認知症サロン

認知症の人やその家族が気軽に出かけられる場、参加者の交流の場、情報交換の場、認知症に関する相談ができる場、認知症を正しく理解できる場の提供をしています。

①公立野辺地病院院内サロン

場所：地域包括支援センター（公立野辺地病院敷地内）

②認知症カフェ

場所：健康増進センター、馬門公民館、有戸はまなすふれあいセンターのいずれか

※それぞれの開催日は広報をご覧ください。

〔野辺地町地域包括支援センター〕

認知症出前講座

地域住民を対象とした出張型の出前講座です。自治会やサロンなど、地域の集まりの場に地域包括支援センターの職員が行き、認知症の症状や予防、対応方法などの講話を行います。
〔介護・福祉課〕

給食サービス「ことぶき会」

70歳以上の一人暮らしの方を対象に、年1回、会食や踊り等の余興を通して交流や親睦を図っています。対象となる皆様へ民生委員を通じて直接ご案内します。

〔野辺地町社会福祉協議会〕

生活支援

介護保険サービス以外で受けられる生活支援のサービスについて



配食・見守りサービス事業

65歳以上の一人暮らし高齢者等であって、安否確認及び配食サービスが必要な方を対象に、月曜日から金曜日に食事の提供をするとともに、安否確認等の見守りの援助にもつなげていきます。

〔野辺地町社会福祉協議会〕

地域包括ケア

医療

介護

相談窓口

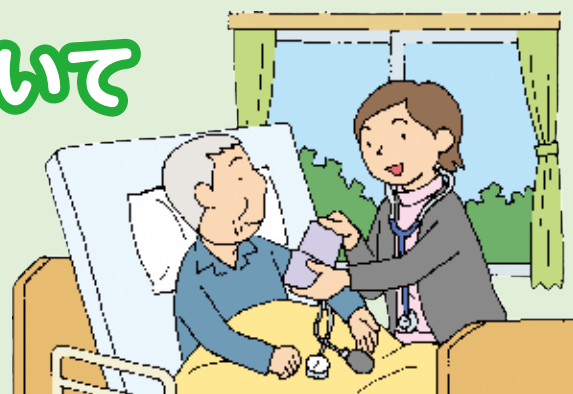
介護事業者マップ・一覧

認知症ケアパス

心配ごと相談	住民の日常生活上のあらゆる相談について、弁護士が年2回無料で相談に応じます。 〔野辺地町社会福祉協議会〕
終活相談	安心してこれからの人生を考え、備えるため、終活相談窓口を設置しています。人生の終わりに向けた準備についての心配ごと等の相談に応じ、必要な機関におつなぎします。相談は無料で、予約制となっています。 〔介護・福祉課〕
車いす貸出事業	在宅生活において歩行困難な方へ3か月間無料で車いすを貸し出します。 〔野辺地町社会福祉協議会〕
シルバー人材センター	企業・家庭・官公庁等から業務を受注し、それらを請負等の形態で就業を希望する高齢者(会員)に働く場を提供しており、長年培った知識・経験・技能を活かし、地域のニーズに応じて次のような仕事のお手伝いをしています。 ・軽作業分野(屋内外の清掃・草刈・畑作業等) ・福祉分野(調理や買い物・室内の整理清掃等) ・管理分野(施設の管理等) ・技能分野(植木の剪定・軽易な大工作業等) 〔野辺地町社会福祉協議会〕
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し資金の貸付と必要な相談支援を行う事により、その世帯の経済的自立及び生活意欲の助成促進等を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に、貸付を行うものです。総合支援資金・福祉資金・教育支援資金等、貸付用途により貸付限度額が違います。 〔青森県社会福祉協議会〕〔窓口 野辺地町社会福祉協議会〕
生活困窮者自立相談支援事業	経済的問題、家庭の問題、健康の問題など総合的な課題を抱える生活困窮者に、個別的・包括的・継続的に対応できる体制を構築した上で、その相談に応じ、様々な支援を一体的かつ計画的に行う事により、自立の促進を図る事を目的としています。相談支援・就労支援・家計支援等の相談窓口を設けています。 〔野辺地町社会福祉協議会〕

要介護者除雪対策事業	除雪作業に従事できる家族等が町内に居住しておらず、次の①～③のいずれかに該当する町民税非課税世帯を対象に玄関先の除雪を行う事業です。ただし、遺族年金など非課税年金収入を含めて年収が148万円を超える場合は非該当となります。 ①概ね65歳以上の高齢者のみの世帯 ②障害者手帳を有する障がい者のみの世帯 ③概ね65歳以上の高齢者と、障害者手帳を有する障がい者のみで構成される世帯 ※30分毎の手数料を負担いただきます。 〔介護・福祉課〕
お出かけ支援タクシー利用料金助成事業	高齢者や障がい者が町内の医療機関に通院する際や買い物、公衆浴場への移動の際に、タクシー初乗り運賃の助成券を一月当たり3枚発行します。町内に住所を有し、町民税が非課税世帯かつ前々年の収入が148万円未満の次に該当する方。 ①毎年4月1日現在、70歳以上の方 ②身体障がい者手帳1・2級を所持している方 ③愛護手帳Aを所持している方 ④精神障がい福祉手帳1・2級を所持している方 世帯分離しているが、事実上町民税課税者を同居している方は対象外となります。 〔介護・福祉課〕
救急キット登録事業	救急搬送された際に、迅速に医療へ繋げることを目的とし、65歳以上の高齢者や障がいのある方で、健康上不安を抱えている方を対象としています。かかりつけ医やお薬内容、緊急連絡先等の医療情報を専用の容器に入れて、自宅の冷蔵庫に保管しておきます。救急時、119番出動で救急隊員がかけつけた際に、それらの医療情報等を確認することで適切・迅速な対応ができます。また、緊急連絡先の方のいち早い協力を得ることができます。 〔介護・福祉課〕 
外出支援サービス事業	要介護認定者および65歳以上の高齢者で疾病等の理由により臥床している方又は車いす利用者で、一般の交通機関を利用することが困難な方を対象として、利用者の居宅と医療機関等の間を送迎します。 〔介護・福祉課〕
介護用品支給事業	在宅で常時介護用品を使用している高齢者や障がい者の方へ、年1回1万円以内の介護用品購入チケットを支給します。申請は7月1日から1か月間受付します。 〔野辺地町社会福祉協議会〕

介護福祉サービスについて



在宅サービス

訪問介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介助や家事援助を行います。
訪問看護	看護師や保健師が自宅を訪問し、療養の世話や診療の補助などを行います。
訪問リハビリ	理学療法士や作業療法士が自宅を訪問しリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、医学的な管理・指導を行います。
通所介護	デイサービスセンターなどに通い、食事や入浴の提供や、機能訓練、レクリエーションなどを日帰りで受けられます。
通所リハビリ	介護老人保健施設に通い、食事や入浴の提供、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションが日帰りで受けられます。
短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事や介護、機能訓練が受けられます。

短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとでの医療、介護、機能訓練が受けられます。

認知症対応型共同生活介護

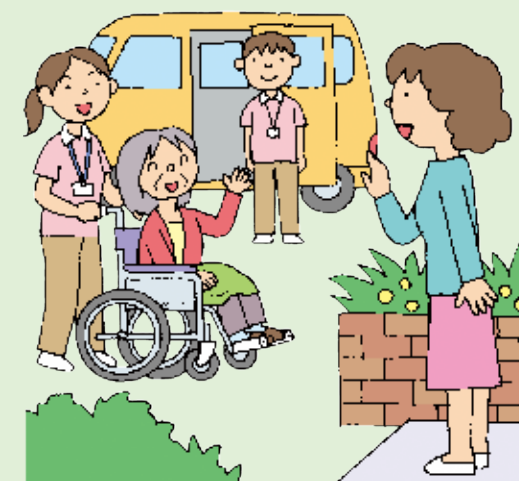
認知症の高齢者が共同生活する住居で、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。
※要支援1の方は利用できません。

福祉用具貸与・販売

日常生活を便利にするための用具や機能訓練のための用具の貸し出しや販売を行います。

住宅改修

要介護状態の区分に関わらず、居室の手すり取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します。



施設サービス

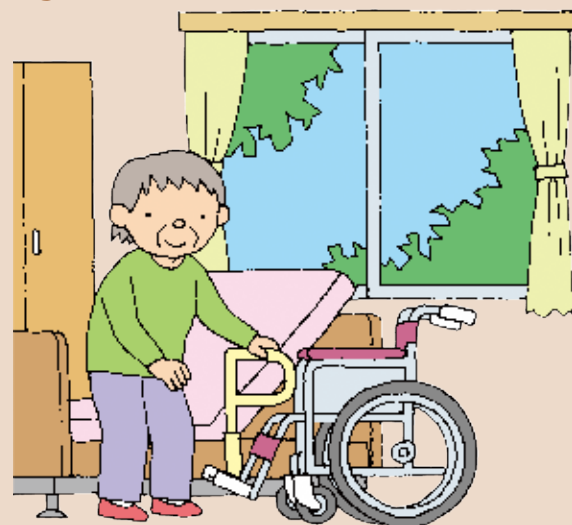
特別養護老人ホーム

寝たきり等、常に介護が必要で、自宅では介護を受けることができない人が対象の施設です。介護や日常生活上の世話などが行われます。(要介護3以上)

介護老人保健施設

状態が安定している人が、在宅復帰できるような医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが行われます。

介護保険サービス以外で 入れる施設について



有料老人ホーム

食事の提供、その他日常生活上必要な支援を受けることができます。

家族支援



家族介護支援事業

要介護者を在宅で介護している家族に在宅介護に関する情報交換・意見交換の機会提供を通じて、介護負担の軽減及び心身のリフレッシュを図ります（介護教室、介護者交流会の開催、認知症高齢者見守りなど）。
〔介護・福祉課〕



見守りサポーター

一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、要介護者や障がい者のいる世帯、一人親世帯、地域とのつながりが必要と思われる世帯の見守り活動を行います。
〔野辺地町社会福祉協議会〕

福祉安心電話 サービス事業

一人暮らし、昼間一人、高齢者世帯、病気や障がい等様々な理由で不安がある方に対し、理由や年齢に関係なく、加入が可能です。相談や緊急事態もボタンを押すだけで24時間対応します。
※費用（設置費・月会費）については、野辺地町社会福祉協議会窓口でご確認ください。
〔野辺地町社会福祉協議会〕

民生委員

担当する区域の住民の生活状況を必要に応じ適切に把握し、援助を必要とする人の相談に応じ、助言・援助を行い、福祉サービスを適切に利用するための情報提供を行います。
〔介護・福祉課〕

認知症高齢者等 安心外出登録事業

認知症等により、自分がどこにいるかわからなくなり自宅に戻れなくなってしまうおそれのある方が対象です。事前に登録し、靴用反射シール（オレンジシール）を靴に貼ることで地域で見守ります。また、関係機関に情報提供を行い行方不明になった場合は早期発見・保護、早期の身元確認につなげることを目的としています。
〔野辺地町地域包括支援センター〕

認知症高齢者等 見守りネットワーク事業

町の事業所等が養成研修を受講することで「認知症高齢者等見守りネットワーク協力店（団体）」として登録します。地域全体で高齢者等を見守り、行動等で心配な様子が見られたら声をかける・関係機関と共有する等の行動につながることで、町全体で高齢者等を見守ります。
〔野辺地町地域包括支援センター〕



認知症サポーター 養成講座

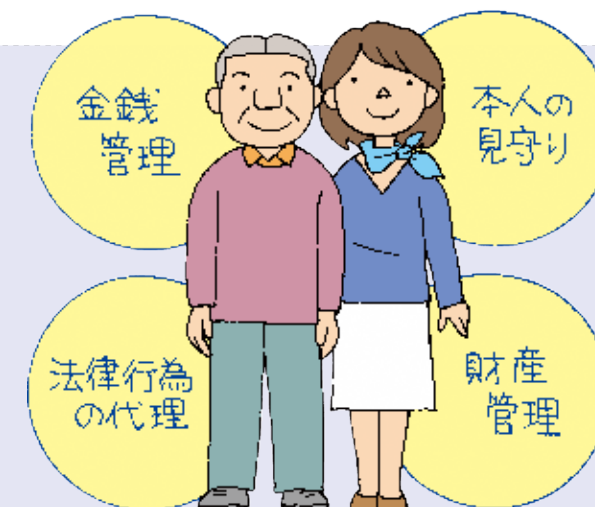
認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を養成しています。
〔野辺地町地域包括支援センター〕

チームオレンジのへじ

「チームオレンジ」とは、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるように認知症の人や家族と支援をつなぐ役割があります。認知症サポーター養成講座や認知症カフェ・認知症サロンなどの町の事業への協力の他、レクリエーション活動会を開催し、認知症の正しい知識を伝える活動も行います。
〔野辺地町地域包括支援センター〕



権利擁護・財産管理



日常生活自立支援事業

基幹的社会福祉協議会として、高齢や障がいなどによって、自分一人で意思決定し実行に移すことが難しい状況にあり、日常生活に不安のある方や、この事業の契約内容について判断でき、利用を希望する方が対象です。

- ①福祉サービス利用援助
 - ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報提供、相談。
 - ・福祉サービスの利用における申込等の契約の同行・代行など。
- ②日常的金銭管理サービス
 - ・福祉サービス利用料金の支払い手続き。
 - ・福祉サービス利用に伴う預貯金の出し入れ等、利用者の日常的な金銭管理の支援。
- ③書類等預かりサービス
 - ・大切な通帳やハンコなどを安全な場所でお預かりします。

〔野辺地町社会福祉協議会〕

成年後見制度

認知症高齢者等の判断能力が不十分な方に対し、本人に代わって金銭管理等様々な手続きを行うことのできる成年後見人等を決めるための支援を行います。
また、地域に出向いて権利擁護(成年後見・高齢者虐待・消費者被害)に関する出前講座も実施しています。
〔野辺地町地域包括支援センター〕

「認知症ケアパス」

認知症になってからも安心して暮らせる社会へ

認知症とは、さまざまな病気が原因となって脳の認知機能が低下し、日常生活や社会生活に支援が必要となった状態のことです。高齢化が進む日本では、認知症とともに暮らす方が増えており、2040年には約584万人、高齢者の約7人に1人にのぼると推計されています。

こうしたなか、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、野辺地町ではさまざまな支援やサービスを整備しています。

出典：厚生労働省 老人保健健康増進等事業（令和5年度）「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」



認知症ケアパスは、認知症を抱える本人と家族に向けて、症状に応じて利用できる支援やサービスについてまとめたものです。

住み慣れた地域で自分らしい生活を送るための手引きとして、ご活用ください。

●認知症本人・家族の声

認知症本人の声	「できるだけ自分のことは自分でやりたい」
	「人の世話にならないように、迷惑をかけないようにしたい」
家族の声	「サービスを利用してほしいが、本人が（または別居の親族が）納得せず利用できない。」
	「24時間疲れがとれない。毎日しんどい。」
	「緊急時に本人が対応できるか心配。」

※令和7年9月～令和8年2月に野辺地町が実施した認知症本人と家族へのインタビュー結果です。

どのような場面でも、
専門職（地域包括支援センターやケアマネジャー）が
寄り添い、一緒に考え、支援します。
いつでもご相談ください！



みんなで理解しよう

新しい認知症観

効率が悪くても、
見守ってほしい

認知症になっても、
わたしはわたしらしく
生活している

特別扱いしないで、
ふつうに
接してほしい

みんなそれぞれに大切な人や思い出、習慣、価値観があります。
それは、認知症と暮らす本人にとっても同じことです。

高齢化が進む日本では、いつか誰もが認知症になりうる時代を迎えています。認知症になっても、自分らしく安心して暮らせる社会の実現に向けて、わたしたち一人ひとりが認知症への誤解をなくし、“新しい認知症観”を理解することが求められています。

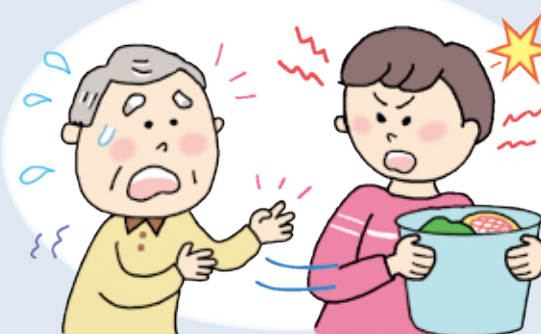
STOP!



これまでの認知症観

これは誤解です！

- 認知症になったら、何もわからなくなる、何もできなくなる
- 認知症になると、本人ではなくなってしまう



認知症になるのが怖い……
周囲に打ち明けられない……

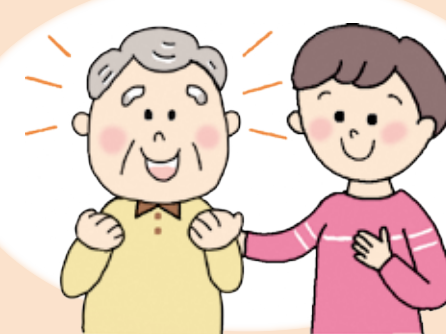
Change!



新しい認知症観

イメージを変えよう！

- 認知症になっても、やりたいことやできることがある
- 認知症になっても、地域で人とつながりながら暮らし続けることができる



認知症になっても、
わたしらしく暮らしていく！

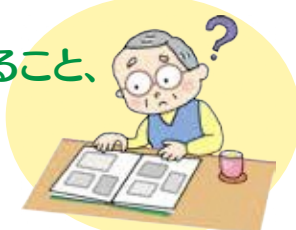
認知症のこと

覚えたり、考えたり、計画を立てたりと、わたしたちの生活は、脳のはたらきに支えられています。認知症とは、脳の病気が原因となって、日常生活や社会生活に支援が必要になった状態のことです。症状のあらわれ方や経過は人により異なり、体調や周囲の関わり方で、症状がよくなったり悪くなったりすることもあります。



● 以下の場面で支援が必要になることがあります ●

新しいことを覚えること、過去の記憶を思い出すこと



時間・場所・日付・人などの見当をつけること



計画や手順に沿って行うこと



複雑なことを理解すること、すぐに判断すること



認知症の症状によって、本人は知らない場所に迷い込んだような“不安や緊張”、現実の速さに追いつけないような“焦りや混乱”を抱えています。意思を伝えにくい、記憶しにくいことがあったとしても、そのときどきの感情はしっかりと残っています。症状に不安を抱え、悲しい思いをしているのは、本人にほかなりません。

やってほしいことがあるのに、どう伝えたらいいかわからない

わたしのことをちっともわかってくれない。悲しい、くやしい……

何かを言っても、まともに聞いてもらえない

もしあなたが不安や悲しみを抱えているとしたら、どのように声をかけてもらおうと嬉しいですか？ 地域で認知症と暮らす本人や家族に出会ったときや、話をするとき、まずは安心してもらえるような関わりを心がけましょう。



認知症に早く気づこう

● 認知症は早期の発見が大切です

認知症は早期の発見と治療がとても大切な病気です。完治が難しい病気とされていますが、早期に発見して適切な対処をすれば、その人らしい充実した暮らしを続けることができます。

早期発見による3つのメリット

メリット 1 早期治療で改善も期待できる

認知症の原因になる病気はさまざまですが、早期に発見し早期に治療をはじめることで、改善が期待できるものもあります。

メリット 2 不安の軽減、進行を遅らせることができる

認知症の症状が悪化する前に適切な治療やサポートを行うことによって、その進行のスピードを遅らせることができます。

メリット 3 事前にさまざまな準備ができる

早期発見によって、症状が軽いうちに本人や家族が話し合い、今後の治療方針を決めたり、利用できる制度やサービスを調べたりする「認知症に向き合うための準備」を整えることができます。

● 認知症が疑われるサイン

認知症による変化は、本人よりも周囲の人が気づきやすいことも多いので、身近な家族などが一緒にチェックしましょう。チェックが入った項目が多いほど認知症の可能性が高いといえます。

- ☐ 直前にしたことや話したことを忘れてしまうようになった。
- ☐ 同じことを何度も言ったり、聞いたり、したりするようになった。
- ☐ 置き忘れやしまい忘れが増えて、いつも探しものをしている。
- ☐ 知っているはずの人やものの名前が出てこなくなった。
- ☐ つじつまの合わない作り話をするようになった。
- ☐ 以前に比べ、ささいなことで怒りっぽくなった。

- ☐ おしゃれや清潔感など身だしなみに気を使わなくなった。
- ☐ 今まで好きだった趣味などへの興味や関心がなくなった。
- ☐ 外出したり、人と会ったりするのをおっくうがり、嫌がるようになった。
- ☐ 今までできていた家事、計算、運転などのミスが多くなった。
- ☐ 日付や時間を間違えたり、慣れた道で迷ったりするようになった。
- ☐ 財布が見当たらないときなど、盗まれたと人を疑うようになった。



「軽度認知障害（MCI）」

いわば認知症の前段階で、軽い記憶障害などはあっても日常生活は大きな支障なく送れる状態です。**この時期から治療できるお薬もあります。**この段階で適切に対処すれば、特にアルツハイマー型認知症への移行を予防、または先送りできるといわれています。

状態に合わせた対応を

認知症の進行によって変化していく症状や行動によって、在宅生活を送るために必要となる支援やサービスは異なります。その人の状態に合わせた対応を考えましょう。

1 「認知症の疑いがある」状態、および

2 「症状はあっても日常生活は自立している」状態

この時期の特徴

認知症の気づきから生活機能障害が軽度の時期です。ものの忘れはあっても、金銭管理や買い物、事務処理といった日常生活は自立している、もしくは、それらにミスはあっても、おおむね日常生活は自立しています。



本人や家族へのアドバイス

まずは相談・受診する

今までと違うことに気づいたり、不安を抱えたりすることがあれば、そのままにしないで、かかりつけ医などの医療機関や地域包括支援センターなどに相談しましょう。また、専門病院を早めに受診しましょう。

居場所や仲間を増やす

安全ばかりを優先して家に閉じこもるのではなく、趣味や地域のサークル活動などを通じ安心してすごせる居場所を見つけ、仲間たちと積極的に交流しましょう。▶P18、19（町の事業について）参照

本人の不安を和らげる

本人には次第にできないが増えていくといういらだちや不安があります。そんな気持ちを穏やかに保てるように、家族など周囲の人が上手にサポートしましょう。

将来を見据える

医療や介護の方針を含めた今後の生活設計や、成年後見制度を利用した財産管理の方法などを早いうちから本人と家族で話し合っておきましょう。▶P20（心配ごと相談、終活相談）、27（権利擁護・財産管理）参照

3 「見守りがあれば日常生活は自立できる」状態

この時期の特徴

認知症の生活機能障害が中度の時期です。たとえば、処方された薬を指示通りに飲んだかどうかの記憶があいまいになったり、来訪者への対応がひとりでは難しくなったりしますが、周囲の適切なサポートがあればこなせる状態です。



本人や家族へのアドバイス

見守る人を増やす

家族だけで支えるのではなく、民生委員や見守りサポーター、町内会の知人や友人などにも理解を求め、日常生活の中で積極的に見守ってくれる周囲の人の数を増やしましょう。

医療のサポートを受ける

健康管理や持病のことだけでなく、認知症の症状を含めて、専門医のアドバイスを求めましょう。

安全対策を考える

思いがけない事故に備えた安全対策を施しましょう。特に火の始末については、わかりやすくシールで注意書きを貼っておくことや、操作が簡単な安全センサー付きのガスコンロの利用や電化製品への買い替えなどを考えましょう。

介護のサポートを検討する

今までできていたことができなくなってきたとき、介護申請を検討しましょう。家族がいない時間帯などに、本人の状態に合わせた専門家によるサポートを依頼できる訪問介護や通所介護といった介護保険のサービスを検討しましょう。

4 「日常生活に手助けや介護が必要」な状態

この時期の特徴

認知症の生活機能障害が中度から重度の時期です。着替えや食事、トイレなど身の回りのことに周囲の適切なサポートが必要になってきます。外出時に道に迷ったりすることもあるので、サポートする側の注意と対策が必要です。



本人や家族へのアドバイス

介護サービスを活用する

介護のプロであるケアマネジャーなどと緊密に相談し、本人の希望や認知症の状態に合わせながら、さまざまな介護サービスを組み合わせて活用しましょう。

住まいの環境を整える

生活機能が衰えると、家庭内での事故も増えやすくなります。事故を防止し、介護にも役立つような介護保険による住宅改修を行い、生活環境を整えましょう。事故をどのように防止するか、ケアマネジャーや地域包括支援センターへ積極的に相談しましょう。



見守りの体制を充実させる

通い慣れているはずの道などでも迷ってしまう危険があります。民生委員や見守りサポーターによる見守り（P25）や、認知症高齢者等安心外出登録事業（P25）への登録など、いざというときに備えた見守りの体制を充実させましょう。

悪質商法などから守る

判断能力の衰えなどにつけ込まれて、詐欺や悪質商法などの被害にあう危険があります。成年後見制度を利用するなどして、被害を防ぎましょう。▶P27（権利擁護・財産管理）参照



5 「常に介護が必要」な状態

この時期の特徴

認知症の生活機能障害が重度の時期です。認知症の進行とともに身体機能も衰え、寝たきりになるなど日常生活のあらゆる面で常にサポートが必要になります。言葉によるコミュニケーションが困難になっている場合もあります。



本人や家族へのアドバイス

コミュニケーションを工夫する

言葉による意思の疎通が難しくなってきたら、しぐさや表情、スキンシップなど言葉以外のコミュニケーションの方法を工夫して、本人を安心させましょう。

住み替えを検討する

本人や家族の事情を考慮しながら、今後も自宅ですごすか、または適切なサポートをするための設備や体制の整った施設などですぐすかを検討しましょう。



介護と看護を充実させる

寝たきりなどになると、衰えていく体調の管理がより大切になります。ケアマネジャーや専門医と相談しながら、介護と看護の両面を充実させましょう。

看取りに備える

いずれは訪れる終末期に備え、自立していたころの本人の希望も含めて、延命措置の選択など看取りの方法について、家族で話し合っておきましょう。▶P20（終活相談）参照



認知症ケアパス ～状態に合わせて 受けられるサービスの流れ～

認知症の状況は個人により異なります。必ずこの経過をたどるわけではありません。今後、予想される症状や状態の変化の目安として参考にしてください。

認知症の段階		健康	軽度認知機能障害（MCI）	軽 度		中 等 度	重 度	
認知症の進行				認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助けが必要	常に介護が必要
支援の内容	症状	自立	もの忘れは多少あるが日常生活はほぼ自立 ※MCI とは…正常と認知症の中間の状態	もの忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成を含め、日常生活は自立している。	買い物や事務、金銭管理などにミスが見られるが、日常生活はほぼ自立している。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者の対応などが一人では難しい。	着替えや食事、トイレなどがうまくできない。	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
相 談 8、9、20 ページ		認知症や高齢者の福祉・生活・健康・介護保険に関する相談の場（地域包括支援			センター、介護・福祉課、健康づくり課）、心配ごと相談、終活相談			
医 療 4、5 ページ		認知症の診断や相談（かかりつけ医、認知症疾患医療センター、認知症サポート			医、認知症専門医）			
予防・集いの場・役割 18、19 ページ		身体 の健康状態の確認（特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診、骨密度検診、			歯周疾患検診、健康相談、健康教育、傾聴サロン）			
		入浴サービス事業						
		介護予防に関する場（介護予防サークル、介護予防教室、みんなのステーション、			認知症カフェ・認知症サロン）			
		趣味や特技を活かして交流・活躍できる場（老人クラブ、生涯学習、シニアゲー			ムサロン）			
生活支援 19、20、21、27 ページ		食事、日常生活の支援に関すること（ことぶき会、配食・見守りサービス事業、			外出支援サービス、介護用品支給事業）			
		要援護者除雪対策事業・生活困窮者自立相談支援事業						
		日常生活自立支援事業（福祉サー			ビス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス）			
		お出かけ支援タクシー利用料金助成事業、救急キット登録事業			外出支援に関すること（介護タクシー、車いす貸出事業）			
介 護 22、23 ページ					本人や家族の相談に応じ情報提供やケアプランの作成、介護保険に関する手続きの支援（ケアマネジャー）			
					自宅で受けられる生活支援や入浴などの身体介護サービス（訪問系）			
					短期間の宿泊による入浴や食事などの介護を受けられるサービス（ショートステイ）			
					日帰りで受けられる機能訓練、レクリエーションや入浴、食事などの介護サービス（通所系）			
					長期入所による入浴や食事、機能訓練などの介護を受けられるサービス（施設サービス）			
					認知症高齢者の共同生活による介護サービス（グループホーム）			
住 ま い 24 ページ		見守り付き住宅（ケアハウス・養護老人ホーム）						
		サービス付き住宅（サービス付き高齢者住宅、有料老人ホームなど）						
家族支援 24 ページ		家族介護支援事業、認知症カフェ						
安否確認・見守り支援 25、26 ページ		認知症高齢者等見守り事業（見守りサポーター、民生委員、認知症高齢者等安心			外出登録）、認知症高齢者等見守りネットワーク事業、認知症サポーター養成講座、チームオレンジのへじ			
		福祉安心電話サービス事業						
権利擁護・財産管理 20、27 ページ		日常生活自立支援（福祉サービス利			用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス）			
		成年後見制度						
		総合相談支援（高齢者虐待、権利擁護等）、終活相談						

※ここで紹介しているサービスの詳細については、P4～5「あなたの在宅生活を支える『医療』」、P8～9「あなたの在宅生活を支える『相談窓口』」、P18～27「私たちの生活を支える事業、サービスのご案内」をご参照ください。

地域包括ケア

医療

介護

相談窓口

介護事業者マップ&一覧
医療機関

認知症ケアパス

